

誇り・味方・居場所 —私の社会保障論



第16回

「皆さんは、特権階級です」に 目からウロコ

「日本には階級はないと思いこんでいました。でも実際には、私たちは『特権階級』だったのですね。それに気づいてがく然としました」

全盲の弁護士大胡田誠おおごださんを国際医療福祉大学大学院の倫理の授業にお招きしたときの聴講生のレポートの一節です。

2006年の12月、国連総会は「障害者権利条約」を採択しました。差別だらけの日本は2014年に、やっと批准しました。

「条約」は、障害のある人の尊厳の尊重、差別されない権利、社会へのインクルージョンを定めたものです。

大胡田さんは、翻訳しにくいインクルージョンを、会員以外お断りのクラブなどを指す「エクスクルージョン」と対比して説明しました。

「会員クラブのメンバー、“特権階級”である皆さんは、食堂

で断られることはない。預金をATMで引き出すことができる。でも、僕たちは盲導犬を連れているという理由でよく断られます。ATMが液晶画面だと引き出せません。友人の車いすの弁護士は、駅にエレベーターがないのでタクシー代が月に20万円も必要です。160円で乗り降りできる皆さんは特権階級です」

障害のある人に実質的な平等を保障するために、権利条約は「合理的配慮」という考え方が盛り込まれました。

私が大阪大学大学院の教師時代にお招きした全盲の社会学者、石川准さんは「配慮」についての先入観を、見事に粉碎してくださいました。

「スロープは車椅子の人のための特別な配慮とされています。でも、階段を壊してみたらどうなるでしょう。階段がなくても二階に上れるのは、ロッククライマーと棒高跳びの選手ぐらいじゃないでしょうか？ 皆さんは、“すでに配慮されている人”なのです。それをすっかり忘れ『弱い立場の人たちに配慮しましょうね』『費用がかかるなら我慢してください』などというのはおかしいのです」

ところで、日本では「合理的配慮」が定訳になっていますが、条約の原文は reasonable accommodation です。上から目線の「配慮」より「合理的(環境)調整」に変えた方がいいという意見も根強いのですが、「条例など広く定着してしまっているので、いまさら変えられない」と、そのままになっています。

盲とろうをあわせ持つ東大教授、福島智さんの次の言葉は胸を締めつけます。

「社会は犯罪者を刑務所に入れて、行動の自由やコミュニケーションの自由を奪い、罪を償わせます。ということは、障害者は”目に見えない透明な壁に囲まれた刑務所、に無実の罪で収監されている存在なのではないでしょうか？」

国に任せてはられない、と千葉県を筆頭に北海道、岩手県、さいたま市、熊本県は、障害者への差別をなくす条例を既



盲とろうをあわせもつ東大教授、福島智さん。指点字があればシンポジウムでも見事にやりとり。左右の女性は点字通訳の方

に成立させました。

誰もが目や耳や移動が不自由になるのが、高齢社会です。移動や情報の保障を確立して、障害者を“透明な監獄”から救い出すことが、社会全体にとって、21世紀の命綱になるのではないのでしょうか。

条約がその国で現実に守られているかどうか、国連障害者権利委員会が「定期的審査」を行なうことが決まっています。日本は2022年8月に「審査」受けます。

「医療保護入院」という名の、本人の意思を無視した、家族による強制的な精神病院への入院や、1日に1万2,000人が精神病院で身体拘束されているという事実(厚生労働省調べ)が、どのように評価されるかが注目されています。

日本の障害者の数

厚生労働省は、身体障害者は約366万人、知的障害者約55万人、精神障害者約303万人、合計で総人口の約6%と発表している。世界的には10人に1人とされ、日本は障害者手帳などをもっている人に限っているため少なくカウントされているのではと推測されている。



編集部註：本連載は、小社から刊行している『誇り・味方・居場所—私の社会保障論』(2016年3月10日発行)から選択して掲載しております。初出は毎日新聞朝刊に月1回掲載された「私の社会保障論」(2011年5月~2013年9月)です。したがって、記事中の人物・名称・活動・事物などで現在は亡くなっている方や変化している場合もありますのでご了解のほどお願い致します。



『誇り・味方・居場所—私の社会保障論』
大熊由紀子著
B6判変型 定価 1,600円+税
*単行本
<http://lifesupport-co.com/order33/books.html>
*電子版
<http://www.shinanobook.com/genre/book/3443>